

2013年3月7日 全2頁

中国：RQFII に対する規制を大幅に緩和

人民元国際化、オフショア人民元の運用手段

経済調査部

シニアエコノミスト 齋藤 尚登

[要約]

- 2013年3月6日、中国証券監督管理委員会（CSRC）は「適格域外機関投資家による人民元域内証券投資（RQFII）テスト方法」と同関連規定を発表し、RQFII に対する規制を大幅に緩和した。投資主体は、従来の中国本土のファンド管理会社・証券会社の香港子会社に加え、中国本土の商業銀行・保険会社などの香港子会社と、香港で登記・経営されている金融機関に拡大された。投資対象商品別の投資制限もなくなり、RQFII による自由な商品設定が可能となった。
- 今後は、投資枠 2,700 億元の活用が大きく進展するとみられる。人民元国際化の進展や香港のオフショア人民元の運用手段としての RQFII のプレゼンスが高まっていこう。

RQFII に対する規制を大幅に緩和

2013年3月6日、中国証券監督管理委員会（CSRC）は「適格域外機関投資家による人民元域内証券投資（RQFII）テスト方法」と同関連規定を発表し、RQFII に対する規制を大幅に緩和した。RQFII（Renminbi Qualified Foreign Institutional Investors）は、中国域外で保有されている人民元を中国の金融・証券市場に投資する域外の機関投資家である。QFII（Qualified Foreign Institutional Investors）が域外から持ち込まれた外貨を人民元に両替して中国の金融・証券市場に投資するのに対して、RQFII は中国域外で保有されている人民元をそのまま中国の金融・証券市場に投資する点が異なる。

2011年12月にスタートした RQFII の投資主体は、中国本土のファンド管理会社・証券会社の香港子会社に限定され、当初の投資上限枠は 200 億元で、80%以上を債券など固定収益商品に投資するとされた¹。その後、RQFII の上限枠は、2012年4月に 700 億元、2012年11月には 2,700 億元へ拡大され、2012年4月以降は、香港証券取引所に上場される人民元建て A 株上場投信（ETF）の発行にも利用可能とされるなど、一連の規制緩和が進められた。現時点では、中国本土のファンド管理会社・証券会社の香港子会社 27 社に RQFII 資格が認められ、合計 700 億元の

¹ 残りは取引所上場株式（含む新株発行・増資・割当増資）、証券投資ファンド、上場ワラント、中国証券監督管理委員会が認めるその他の金融商品に投資

投資額が認可されている²。うち 24 社（270 億元）が債券型商品、4 社が A 株 ETF 商品（430 億元）に投資している（1 社は両方に投資）。

今回の規制緩和では、投資主体は従来の中国本土のファンド管理会社・証券会社の香港子会社に加え、中国本土の商業銀行・保険会社などの香港子会社と、香港で登記・経営されている金融機関に拡大された。投資対象は、①証券取引所に上場されている株式、債券、ワラント（新株発行、転換社債発行、増資・割当増資への参加を含む）、②銀行間債券市場で取引されている固定収益商品、③証券投資ファンド、④株価指数先物、⑤中国証券監督管理委員会が認めるその他の金融商品、である。投資対象商品別の投資制限はなくなり、RQFII による自由な商品設定ができるようになり、例えば、株式に 100%投資することも可能である。

この他、単独の域外機関投資家の単一の上場会社株式の持株比率は 10%を超えてはならず、全ての域外機関投資家の単一の A 株上場会社の持株比率の合計は 30%を超えてはならない、としている。これは以前より QFII に適用されていた規制を RQFII にも併せて適用するという意味であり、新たな規制をかけるといった話ではない。

RQFII の投資主体の拡大に加え、投資対象別の投資制限がなくなり、自由な商品設定が可能になったことにより、今後、投資枠 2,700 億元の活用が大きく進展するとみられる。人民元国際化の進展や香港のオフショア人民元の運用手段としての RQFII のプレゼンスが高まっていこう。

以上

² 認可上限枠は 2,700 億元なので、2,000 億元の新規認可余地が残されている。